

1 訓練の位置付け及び目的

【原子力災害対策特別措置法第13条第1項に基づく防災訓練】

- ①国、地方公共団体、原子力事業者における防災体制の実効性の確認
- ②原子力緊急事態における中央と現地の体制やマニュアルに定められた手順の確認
- ③「大飯地域の緊急時対応」及び「高浜地域の緊急時対応」に基づく避難計画の検証
- ④訓練結果を踏まえた教訓事項の抽出、緊急時対応等の改善
- ⑤原子力災害対策に係る要員の技能の習熟等

2 実施時期

平成30年8月25日(土)、26日(日)

3 訓練の対象となる原子力事業所

関西電力株式会社 大飯発電所及び高浜発電所

4 参加機関等

政府機関:内閣官房、内閣府、原子力規制委員会ほか関係省庁

地方公共団体:福井県、京都府、滋賀県、おおい町、小浜市、高浜町、舞鶴市、若狭町、美浜町、綾部市、南丹市、京丹波町、福知山市、宮津市、伊根町、京都市、高島市ほか関係市町村

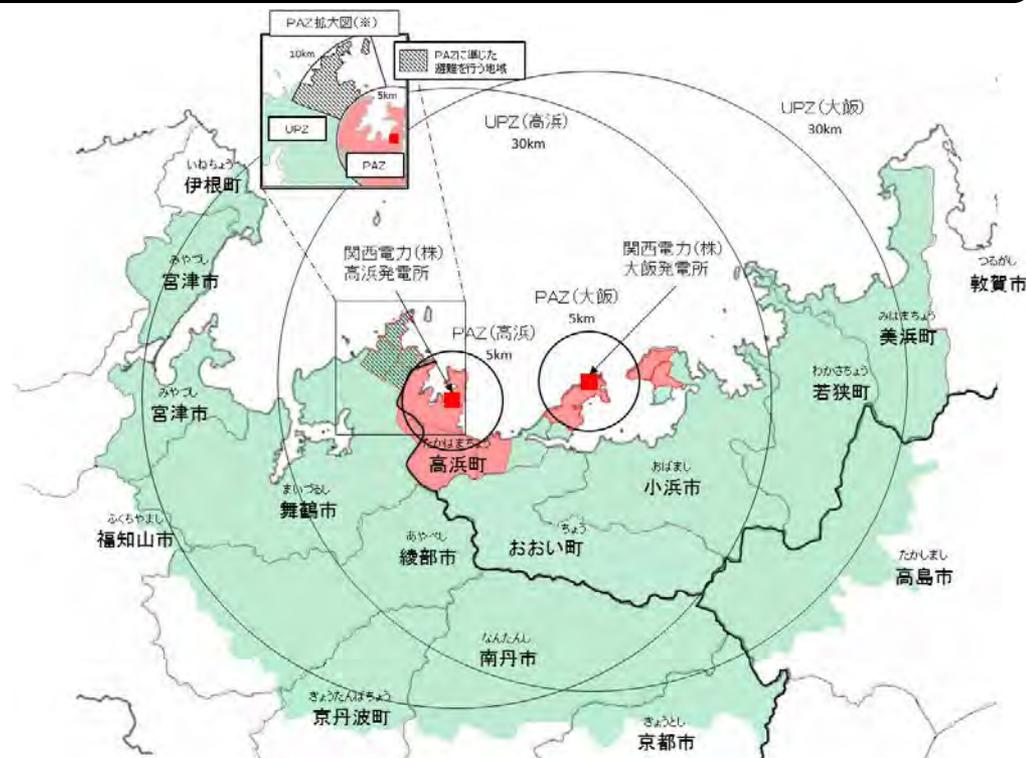
事業者:関西電力株式会社

関係機関:量子科学技術研究開発機構、日本原子力研究開発機構 等

5 訓練内容

自然災害及び原子力災害の複合災害を想定し、両発電所を対象に以下の訓練を実施

- (1)迅速な初動体制の確立訓練
- (2)中央と現地組織の連携による防護措置の実施方針等に係る意思決定訓練
- (3)府県内外への住民避難、屋内退避等の実動訓練



※PAZ(予防的防護措置を準備する区域):Precautionary Action Zone

※UPZ(緊急防護措置を準備する区域):Urgent Protective Action Planning Zone

※舞鶴市のUPZ内の大浦半島の一部の住民については、避難経路がPAZ境界周辺を通ることから、PAZに準じた避難を行うこととしている。

平成30年度原子力総合防災訓練の訓練内容

1日目

2日目

地震発生により警戒事態発生

警戒事態への対応
(迅速な初動体制の確立訓練)

施設敷地緊急事態発生

施設敷地緊急事態への対応
(中央と現地組織の連携による防護措置の実施方針等に係る意思決定訓練)

- 原子力規制委員会・内閣府原子力事故対策本部会議運営
- 複合災害に対応した非常災害対策本部・原子力事故対策本部合同会議運営
- PAZ及びPAZIに準じた避難を行う地域内の要配慮者の避難

全面緊急事態発生

全面緊急事態への対応
(中央と現地組織の連携による防護措置の実施方針等に係る意思決定訓練)

- 15条事象発生報告・上申
- 緊急事態宣言
- 複合災害に対応した原子力災害対策本部・非常災害対策本部合同会議運営

全面緊急事態への対応

(府県内外への住民避難、屋内退避等の実動訓練等)

<機能別訓練①>

- ・PAZ及びPAZIに準じた避難を行う地域内の住民の避難
- ・UPZ内住民の屋内退避

<機能別訓練②>

- ・緊急時モニタリング
- ・UPZ内住民の一時移転

事業者訓練(事態収束活動)

午前

午後